

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

国民年金保険料の免除・猶予に関する臨時特例措置について

令和2年5月から、新

型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除・猶予の手続きが可能になりました。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

国民年金保険料の免除等は、通常、申請年度の前年所得で審査します

が、本申請は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の内容を申し立てること、現在の所得状況によって免除等を申請できます。

※本免除（学生の場合は学生納付特例）は、承認を受けた後、10年以内であれば保険料をさかのぼって支払う（追納）ことができます。

免除・猶予申請について

■対象者

①令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと

②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

■対象期間

・令和元年度分
令和2年2月分～令和2年6月分

※7月以降は改めて申請が必要です。

■手続き方法

申請書は必要な添付書類とともに、住民登録をしている市（区）役所・町村役場またはお近くの年金事務所へ郵送してください。

※申請書等を直接提出していただくことも可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。

■申請に必要な書類

・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
・所得の申立書
※マイナンバーにより郵送で申請される人は、

マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

■所得の基準

令和2年2月以降の任意の月（最も低い月など）における所得額を12か月分に換算し、見込の経費等を控除し算出し、当年中の所得見込額が次ページ表に該当する金額以下の場合、それぞれの基準の免除が適用されます。

学生納付特例の申請について

■対象者

学生であれば、上記の免除・猶予申請と同様

■申請期間

・令和元年度分
令和2年2月分～令和2年3月分
令和2年度分

令和2年4月分～令和3年3月分

※対象期間によって申立書が異なります。

■手続き方法

上記の免除・猶予申請と同様

■申請に必要な書類

・国民年金保険料学生納付特例申請書
・所得の申立書
・学生証のコピー
※マイナンバーにより郵送で申請される人は、

マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

■所得の基準

上記の免除・猶予申請と同様に、当年中の所得見込額を計算し、次ページ表に該当する金額以下の場合、猶予が適用されます。